○財務省令第四十一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第八号並びに第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第四十二条の十二の六第一項又は」を「第四十二条の十二の五の二第一項又は」に改め、同号イ中「第四十二条の十二の六第一項」を「第四十二条の十二の五の二第一項」に改め、同号ロ中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に改め、同条第十七号中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第二十二号を削り、同条第二十三号を同条第二十二号とし、同条第二十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十九号中「措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条及び第四条において「令和二年改正法」という。）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「令和二年旧措置法」という。）」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第三十号を削り、同条第三十一号中「又は第十四項」を削り、「同条第三項第一号」を「同条第三項第二号」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第三十二号を削り、同条第三十三号中「規定　同項」を「規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）　同条第一項」に改め、同号を同条第三十号とし、同条第三十四号中「第四十七条の二第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第三十五号を同条第三十二号とし、同条第三十六号を同条第三十三号とし、同条第三十七号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハ中「、第十二項又は第十四項」を「又は第十二項」に、「同条第三項第一号」を「同条第三項第二号」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホを削り、同号ヘ中「第四十七条の二第一項の規定」の下に「（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」を加え、同号ヘを同号ニとし、その次に次のように加える。

ホ　令和二年改正法附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第四十七条第一項の規定

第二条第三十七号ト中「第四十二条の六第一項、第四十三条から第四十四条の三まで又は第四十四条の五」を「第四十二条の十二の五の二第一項又は第四十三条」に改め、同号トを同号ヘとし、同号を同条第三十四号とし、同条第三十八号イからハまでの規定中「トまで」を「へまで」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第三十九号を同条第三十六号とし、同条第四十号を削り、同条第四十一号中「措置法」を「令和二年旧措置法」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第四十二号を同条第三十八号とし、同条第四十三号から第四十九号までを四号ずつ繰り上げ、同条第五十号を削り、同条第五十一号を同条第四十六号とし、同条第五十二号から第六十五号までを五号ずつ繰り上げ、同条第六十六号中「平成二十九年改正法」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条及び第四条において「平成二十九年改正法」という。）」に、「平成二十九年旧措置法（第六十八号及び第七十号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）」を「平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十九年旧措置法」という。）」に改め、同号を同条第六十一号とし、同条第六十七号を同条第六十二号とし、同条第六十八号中「平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第一項」を「平成二十九年改正法附則第六十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法（以下この号及び第六十五号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五条の八第一項」に改め、同号を同条第六十三号とし、同条第六十九号を同条第六十四号とし、同条第七十号から第七十六号までを五号ずつ繰り上げ、同条第七十七号を同条第七十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十三　措置法第六十六条の十三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第七十八号を同条第七十四号とし、同条第七十九号から第百一号までを四号ずつ繰り上げ、同条第百二号を同条第九十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十九　措置法第六十八条の十五の六の二第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十五の六の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百三号を削り、同条第百四号を同条第百号とし、同条第百五号中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号を同条第百一号とし、同条第百六号を同条第百二号とし、同条第百七号から第百九号までを四号ずつ繰り上げ、同条第百十号を削り、同条第百十一号を同条第百六号とし、同条第百十二号から第百十六号までを五号ずつ繰り上げ、同条第百十七号中「措置法」を「令和二年改正法附則第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法」に改め、同号を同条第百十二号とし、同条第百十八号を削り、同条第百十九号中「又は第十四項」を削り、「同条第三項第一号」を「同条第三項第二号」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同条第百十三号とし、同条第百二十号を削り、同条第百二十一号中「規定　同項」を「規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）　同条第一項」に改め、同号を同条第百十四号とし、同条第百二十二号を同条第百十五号とし、同条第百二十三号を同条第百十六号とし、同条第百二十四号を同条第百十七号とし、同条第百二十五号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハ中「、第十二項又は第十四項」を「又は第十二項」に、「同条第三項第一号」を「同条第三項第二号」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホを削り、同号ヘ中「第六十八条の三十五第一項の規定」の下に「（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」を加え、同号ヘを同号ニとし、その次に次のように加える。

ホ　令和二年改正法附則第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第六十八条の三十四第一項の規定

第二条第百二十五号ト中「第六十八条の十五の五第一項」の下に「、第六十八条の十五の六の二第一項」を加え、「第六十八条の十五の七第一項、」及び「、第六十八条の二十六」を削り、「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」を「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」に改め、同号トを同号ヘとし、同号を同条第百十八号とし、同条第百二十六号イからハまでの規定中「トまで」を「へまで」に改め、同号を同条第百十九号とし、同条第百二十七号を同条第百二十号とし、同条第百二十八号を削り、同条第百二十九号中「措置法」を「令和二年改正法附則第百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法」に改め、同号を同条第百二十一号とし、同条第百三十号を同条第百二十二号とし、同条第百三十一号から第百三